

事 務 連 絡
令和7年3月10日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中
各 政令指定都市障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度における中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）ののぞみの園における養成研修について、令和7年度は下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただくようお願いいたします。

記

- 今年度の中核的人材養成研修については、都道府県から推薦いただいた受講者を対象として実施しているが、令和7年度からは、都道府県に加え、指定都市にも受講対象を拡充し実施予定。
- 令和7年度の研修受講者は、各都道府県、指定都市から2名ずつ計144名程度（東京都は指定都市がないことから別途受講枠を設定予定。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県、指定都市においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績・経験があること、研修の中で支援実践に取り組めること等の地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、障害児分野を所管している部署とも協議の上、研修受講者の選定をしていただくようお願いする。
また、報酬の事務上、中核市も中核的人材の把握が必要になることから、都道府県及び中核市は連携して研修受講者の推薦をいただくよう併せてお願いする。
なお、令和7年度の中核的人材養成研修の開催は令和7年夏頃を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定。

- 今年度と同様に、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）1名も募集することとしており、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言したことがある者又は強度行動障害支援に関する地域の連携体制づくりの経験がある者若しくは強度行動障害支援養成研修実践研修修了者で同研修講師等の経験がある者等を募集要件としているため、各都道府県、指定都市においては、サブ・トレーナーについても障害児分野を所管している部署とも協議の上、推薦をお願いする。

なお、サブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、中核的人材養成研修修了者からの推薦を検討していただきたい。

- 研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な研修課題の提出及び実践状況が担当グループのトレーナーの評価を基に、研修の実施主体が適切と判断した場合に交付することとしている。

また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務める者で本研修の修了証を持っていない者についても、本研修の講師として強度行動障害を有する児者への支援を正しく理解している者であることから、修了証の交付対象であることを申し添える。

- なお、本研修の令和9年4月以降の研修の実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改めて示すこととしている。

以 上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線 3038）